



新条例施行

受動喫煙の防止！

昨年、2018年市議会第3回定例会において、「習志野市受動喫煙の防止に関する条例」が制定されましたが、本年、2019年1月1日から施行されました。

過去において習志野市は、2003年、通称「まちをきれいにする条例」を施行して、「歩きたばこ・ポイ捨て禁止」をうたい、2013年、通称「健康なまちづくり条例」の中で、受動喫煙防止対策を含めた啓発活動に取り組んできました。

◎今回の「習志野市受動喫煙の防止に関する条例」の制定

受動喫煙による健康被害を防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、市民の健康を守ることを目的として条例を制定するものです。

【受動喫煙の定義】

人が、他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされること

【市・市民・事業者の責務を定める】

(例)市は、受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。

(例)事業者は、受動喫煙を生じさせることのないよう必要な環境の整備に配慮しなければならない。

【重点区域】

- ・市内の駅周辺の路上等
- ・保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、これに準ずる施設で児童、生徒等が主に利用する施設として規則で定める施設の周辺の路上等

【喫煙の禁止】

重点区域における喫煙の禁止

【指導】

市長は、喫煙の禁止の規定に違反した者に対し、必要な指導を行うことができる。

【過料】

重点区域のうち、駅周辺の路上等で喫煙をした者。1万円以下の過料。

【施行期日】

2019年1月1日から。ただし、過料の規定については同年4月1日から施行。

習志野市では、条例の施行により、「煙草を吸わない人の健康被害を防止する」という配慮が求められます。但し、煙草を吸う人の権利を全て奪ってしまうことはできませんので、喫煙者が、受動喫煙を生じさせないように配慮するために、いかに実効性があることも大切になります。ただ、ただ、厳しい罰則を設けて条例で縛っても、守ることができなければ、条例を制定した意味はありません。例えば、外部にたばこの煙が漏れない「喫煙ルーム」、「喫煙ボックス」などを設置するなど、煙草を吸う人も吸わない人も共存できるための取組が求められますね。

おめでとう、習志野高校 甲子園出場決定！

3月23日開会の第91回選抜高校野球大会に、習志野高校が出場することが決まりました。10年ぶり4度目の出場となります。

習志野高校は、堅い守りと機動力を生かした攻撃で、昨年秋の県大会では準優勝を果たし、選抜大会大会に選考されるために重要な関東大会に5年ぶりに出場し、4強入りを果たしました。

日頃お世話になっております、京成津田沼駅周辺の津田沼商店街の、「ワイがや通り活性化委員会」のメンバーを中心に活動している「習志野高校野球部を勝手に応援する会」に、私も時々参加させていただいていますが、ここ数年は、毎年悔しい思いを共有する会となっていました。この春、長年の願いが叶って、ようやく皆さんが心から喜びあえる時が来たんだと感無量です。「勝利の美酒」を酌み交わしていただけたらと思います。本当におめでとうございます！

出場決定、おめでとう！



袖ヶ浦東小学校、おめでとうございます！

創立50周年記念式典



1月19日（土）、袖ヶ浦東小学校で、創立50周年を祝う記念式典が催されました。歴代の校長先生、町会関係の方々、市関係者、また、たくさんの地域のみなさんなど、来賓の祝福を受けました。

1年生から6年生までの在校生の演奏や研究発表は、しっかり準備してきたものであることが良くわかる、素晴らしいものでした。

地域のプロのオーボエ奏者で、袖ヶ浦東小学校の卒業生でもある姫野さんがゲストで招かれ、オーボエの曲として有名な「ミッション」他を演奏してくださいました。心が洗われるような美しい音色に感動しました。姫野さんが通っていた当時のお話も、大変興味深く伺いました。また、袖ヶ浦東小学校の吹奏楽部とのコラボレーションもあり、本当に素敵な時間を過ごさせていただきました。ありがとうございました。